

瀬戸市消防資機材の地域防災訓練用貸出に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域防災力向上のための支援として、自治会、自主防災組織その他消防長が認める団体（以下「自治会等」という。）に瀬戸市消防本部が所管する資機材（以下「消防資機材」という。）を貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出の対象)

第2条 貸出の対象は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自治会等が市内で実施する訓練
- (2) その他消防長が特に認めるもの

(貸出申請)

第3条 消防資機材の貸出を受けようとする自治会等は、地域防災訓練実施計画及び消防資機材借用申請書（別記様式）を消防長に提出しなければならない。

(貸出条件)

第4条 消防長は、前条の規定による申請が適当と認めるときは、消防資機材の貸出を次により行う。ただし、特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 貸出期間は、訓練実施期間を含め5日以内とする。
- (2) 貸出数は、消防資機材ごとの限度数以内とする。
- (3) 貸出は、本署、東分署又は南分署で行うものとし、消防資機材の運搬は、貸出を受ける自治会等（以下「借用者」という。）が行うものとする。

(費用負担)

第5条 消防資機材の貸出料は無料とする。ただし、貸出期間中における消防資機材の運搬及び使用に要する経費は、借用者が負担するものとする。

(維持管理)

第6条 借用者は、消防資機材を良好な状態で管理し、使用しなければならない。

2 借用者は、消防資機材を目的外に使用してはならない。

(貸出の中止)

第7条 消防長は、借用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、消防資機材の貸出を中止し、当該消防資機材を返却させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、消防資機材の貸出を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、消防長の指示に従わないとき。

(返却)

第8条 借用者は、消防資機材を貸出期間の終了の日までに返却しなければならない。

2 消防資機材の返却に当たり、借用者は、借用期間中に生じた異常について報告するものとする。

(損害賠償)

第9条 借用者は、故意又は過失により消防資機材を破損又は亡失したときは、速やかに消防長に報告し、当該損害を賠償しなければならない。ただし、消防長がやむを得ない事情があると認めるときはこの限りでない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日より施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の第3条の規定による様式は、この要綱による改正後の第3条の規定による様式にかかわらず、当分の間、使用することができる。